

平成28年度 住之江区区政会議

第2回 福祉・健康部会 会議録

○原口政策推進主幹（市民生活課長）

そうしたら、ちょっとまだ定刻にはまだなっていませんけれども、皆さん、メンバーもそろいましたので、ただいまから平成28年度住之江区区政会議第2回目の福祉・健康部会を開催させていただきます。

本日は皆様、お忙しいところ、またちょっと時間の遅いところ、お運びいただきまして、ありがとうございます。そうしたら、私、まず事務局のほうから進行をさせていただきます。

まず配付資料の確認なんですけれども、お手元に配っていますけれども、1点目は本日の次第です。第2回福祉・健康部会と書いています。議事は二つほどあるんですけれども、次第の次はメンバー表です。裏おもて1枚ものになっています。福祉・健康部会の委員さんのお名前と、あと区役所と区社協さんのメンバーを書いた1枚ものです。それと、今日の議題の一つであります運営方針ですね、五つほど取組があるんですけれども、5枚をホチキスでとめさせてもらっていると思うんですけれども、A4縦5枚もの。

そして、最後に今日の議題の二つ目である地域福祉推進大会の提案ということで、1枚ものです。以上をつけさせていただいています。不足等はございませんでしょうか、大丈夫ですね。

そうしたら、これでやってまいります。

まず、委員の出席の確認なんですけれども、今日は6名中3名の出席ということで、大磯さん、佐野さん、藤井さんですね、日程調整をしたときは出られるとおっしゃっていただいたんですけれども、その後、急な用事が入りまして、今日は寂しいんですけれども、3人ということで。

3人ですけれども、定足数50%以上満たしていますので、今日の会議は有効に成立しております。部会長は杉村委員ということでお願いしたいと思います。

そうしたら、副区長は今年度初めてですので、ちょっと自己紹介とか、すみません、お願いします。

○安藤副区長

自己紹介ということでございますが、改めて副区長の安藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

区長とともに、4月にまいりました。もう大方半年になろうかなというところでございます。新しい区長のもとで、区政会議を開催させていただいて、また来年度に向けた取組を進めていきたいと思っております。

区の個性とかいろいろ最近言われていますけれども、この福祉と健康というのは、人が生きていく上で、根幹にかかわるところでございます。これを欠いて個性だ独自性だということと言ってもこれは仕方がないわけでございます。そういうところは市役所あるいは特に区役所が中心になって、担わなければならないというふうに思っております。

とりまとめいただきました結果を、しっかりと来年度に反映させていきたいと思っておりますので、ぜひとも活発な議論をよろしくお願いしたいと思います。

○原口政策推進主幹（市民生活課長）

ありがとうございます。それでは、今回の部会は、個人情報など、特に非公開情報というものはありませんので、会議は公開させていただいております。議事録等につきましても、後日公開になります。公表する際には、発言者と発言内容についても公表しますので、よろしくお願いたします。

本日の会議は、議題は二つ予定、この次第のとおりです。二つ用意しております。一つ目は運営方針についてでございます。二つ目は地域福祉大会でございます。その他というところがあるんですけれども、先ほど佐野委員が欠席というふうに言いま

したけれども、佐野委員のほうから一点質問をもらってしまっていて、これについてまた紹介させてもらいますので、委員の皆様にご意見をいただきたいと思っております。

一つおわびがございますけれども、本会議の委員の皆様のご案内の際には、1番目の議題として将来ビジョンについてやるということにしておりましたんですけれども、これはちょっとまだ中身を調整中でして、今月の9月27日に区政会議の全体会議を予定しています。そのときに、将来ビジョンについてはご説明させていただきますので、今日のところは、これは議題からは取り下げさせていただきます。それをご了承願いたいと思っております。どうも申しわけございません。

そうしたら早速、杉村部会長のほうに議長をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○杉村部会長

時間も、限られた時間ですので、早目に進めたいと思っております。では議題について区役所のほうから説明をお願いいたします。

○原口政策推進主幹（市民生活課長）

そうしたら、まず私のほうから議案1の全般的な説明をさせていただきます。資料としては、先ほどご案内しました5枚ものの資料、これをちょっと見ていただけますでしょうか。この資料においては福祉・健康部会が所管する五つの項目、子育て、幸せプラン、見守り、すこやか、そして介護人材と、この五つの項目を今回出させていただきます。

資料の見方なんですけれども、1枚目の子育てのところなんですけれども、これをちょっと見ていただけますでしょうか。

見方としましては、縦軸に上のほうから予算、めざす状態アウトカム、戦略、具体的取組内容、それと最後に業績目標と、こういうふうに順番に並べております。

横軸のほうは、平成27年度、平成28年度、平成29年度というように、3カ年度が比べることができるように、わかりやすくさせてもらっています。こういう体裁

にしております。

今日、一番皆様に見ていただきたいというか、ご意見を頂戴したいのは、平成29年度、このうち、具体的取組内容のところですか。この欄に書いていることを、特に見ていただきたいと思っています。これは、具体的取組内容について、皆さんからのご意見をいただいて、今後のスケジュールとしましては、秋にかけて、この具体的内容に沿って、我々は予算要求をしていく予定でございます。つまり、本日の会議は、皆様のご意見を来年度の予算、平成29年度の予算に反映できるというように、貴重な機会ですので、そのことを念頭に置いていただいて、意見交換をお願いしたいと思います。

それでは、今1枚目の子育てから各担当課長によりまして、順番に説明していきますので、一通り5項目、まずざっと各課長から説明しますので、それが終わり次第、一括して委員の皆様からご意見を頂戴したいなと思います。

そうしたら、まず一つ目、子育てのところなんですけれども、阪口課長のほうから、主に変更点を中心に説明をお願いしたいと思います。

○阪口保健福祉課長

保健福祉課長の阪口でございます、よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから「未来をみすえて地域で育てる環境づくり」ということで、要は子育ての環境なんですけれども、平成29年度の運営方針案ということで考えておるところなんですけれども、大きく変わるところというのは、ここの中から抜けているところというのが、待機児童対策をというので、待機児童を解消するというところを今まで載せておったわけなんですけれども、これにつきましては、あえて抜いております。

なぜかといいますと、待機児童対策、これは大阪市全体に市長も大きな方針ということで、取り組んでおられるんですけれども、住之江区だけで取り組むということではなくて、大阪市全体で予算をかけて取り組んでおるところですので、この待機児童

対策をここの項目からおろしたということは、別に住之江区のほうで待機児童については白旗を上げたということではなくて、局と連携してこれからも待機児童の解消に向けて、連携を図って取り組んでいきたいということは、十分踏まえてこれからも取り組んでいきたいということをございまして、どうでもいいということではございません。

ということで、これにつきましては、待機児童対策というのはあえて外させていただいております。

それから、ほかのところにつきまして、今の具体的取組内容ということなんですけれども、子育て支援ということで、去年と今年でどうかわっているかということなんですけれども、今年ということで平成29年度の運営方針（案）なんですけれども、その中で具体的取組内容を見ていただきました、4行目のところなんですけれども、保育士、保健師、家庭児童相談員、利用者支援専門員を配置ということで、こういった専門職によって子育て層に対して相談を取り組んでいきますということを明確にさせていただいたということです。

配置して妊娠期から子育て期にわたる相談支援の実施ということで、明確にわかるように表現させていただいたというところがかわっているというところですね。

それと、もう一つ、子育て支援の中で大事なのが、情報提供というところなんですけれども、これまで子育てマップの発行であるとか、そういったことを書いておるわけなんですけれども、この具体的取組内容の最後の2行のところなんですけれども、これまで地域の子育て情報をフェイスブックにアップということでさせていただいていました。フェイスブックもこれから続けていくわけなんですけれども、それ以外にも最近の若いお母さん方は、大抵の方はスマホを持っておられますので、そういった方でしたら、LINEであるとかそういったものをよく利用されますので、そういったものを活用して情報発信に頑張っておきたいなというところで、特にはLINEとは書いておりませんが、SNSということでそういったものも利用して積極的

に情報提供していきたいなというところで書きぶりをかえさせていただいております。

私のほうから以上でございます。

○原口政策推進主幹（市民生活課長）

ありがとうございます。そうしたら、続きまして2枚目の幸せプランの変更点の説明をさせていただきたいと思います。

まず、この表の平成27年度の一番下の業績目標の欄、これをちょっと見ていただきたいんですけども、ここは実は今年の5月30日に開催された区政会議全体会の場で平成27年度の振り返りをやったわけなんですけれども、そのときにプランを知っていると答えた人の割合が、ここに書いてある目標70%以上と書いているんですけども、これを非常に大きく下回しまして、結果16.5%になっちゃったということで、そういったことを報告したわけなんです。

そのときに、この部会からはご意見をいただいておりますけれども、右横に行くんですけども、平成28年度目標のところ、プランの内容を知っていると、さらにハードルが高くなっておるんですけども、その割合が40%になっているということなんですけれども、これは文字どおりプランの文面を知っておるかどうかということでやりますと、非常にハードルが高いんじゃないかと。

だからプランの文面を知っているかどうかということじゃなくて、プランに基づく具体的な取組内容を知っているかどうかということモニターアンケートをとってはどうかという、そういうご意見をいただいたところでございます。

つきましては、またその右の横の平成29年度の欄を見ていただきたいんですけども、平成29年度からプランの内容を知っているということじゃなくて、さっきも言いましたように、プランに基づく地域福祉の取組を行っていることを知っているかどうかと。いろんな各地域、食事サービスとかいろいろイベントの取組をされていると思うんですけども、そういったことを我々は情報発信をしていくんですけども、それを知っているかどうか、そういうところをアンケートをとっていくようにしたい

というふうに思っております。

平成28年度も、現在プランの内容を知っているというふうには書いてはいるんですけども、その下の備考欄のところに書いてあるんですけども、平成28年度につきましても、平成29年度以降と同じように文面上のプランの内容を知っているかというのを計るんじゃなくて、実際に行われている取組内容、それを知っているかどうかということで、モニターアンケートをとっていきいたいなと思っております。

次に平成29年度の具体的内容のところを見ていただきたいんですけども、これが先ほど言いましたように予算と直結するところですので、ここを見ていただきたいんですけども。

まず、ここの変更点を説明する前に、1点申し上げたいんですけども、現在地域福祉の取組というのは、地活協を核にして大勢のボランティアの方に支えられていると思うんですけども、残念ながら担い手の方がかなり高齢化が進んでおりまして、また住民関係もかなり希薄化してきていると、そういうことで担い手づくりが非常に困難であると、そういった課題がどこぞの地域もそういったことが見えてきております。

今後は、そういう状況の中で、担い手を育成する、そうするために若者であるとか、あるいは大学、企業といった、いわゆる次世代層を取り込んで、地域と連携していくということが求められているのかなと認識しておりまして、そのことを踏まえて具体的内容のところを今回修正させてもらっています。

一つ目のポチは、広報のところなんですけれども、そこの最後のほうに書いていますように、将来の担い手となる次世代も含めた区民に情報発信していくというのが一つの変更点。

二つ目のポチのところですが、これについては区政会議の意見を参考に進捗管理をしていくと。これは現在、前回もそうなんですけれども、既にやっていることなので改めてここに表現させてもらっています。

次に3ポチ目のところです、これは福祉推進大会というのを毎年度やっているんですけども、次世代層にもアプローチしていくというふうに表現させてもらっています。これは、本日第2番目の議題で、詳しく説明していきます。

以上、3点ほど、今年度修正をさせてもらっています。

そういうことで、その上のほうの目指すべき状態と、それとアウトカムの欄も。平成29年度のところです。めざすべき状態、アウトカムの欄を見ていただきたいんですけども、平成31年度末までに地域福祉の取組に参加していることを実感しているという区民の割合が20%以上というのを新たな目標として変えさせてもらっています。

この20%以上というのは、何が根拠だといいますと、今現在、国の調査によりますと、国民の大体1割程度がこういった地域行事に参加しているという統計データがあるんです。これは当然古いデータなので、進んでいるかとは思いますが、それを踏まえまして、せめて20%ぐらいはこの住之江区では持っていききたいということで、20%にさせてもらっています。

一応、2枚目の説明は以上で終わりです。

続きまして、3枚目です。見守りのところの変更点を説明させていただきます。これは平成27年度、平成28年度、平成29年度と並べているんですけども、実は平成27年度までは、見守りというのは「虐待防止あったかネット事業」といって、高齢の方あるいは障がいの方、それと児童に対する虐待の防止をするためのサポーターを養成してきたということになっているんですけども、今年度からは区民のニーズ、皆様の意見を伺ったら、虐待だけではないだろうと、もっと幅広い見守りをやるべきじゃないかというふうなご意見が多かったので、要は再構築いたしまして虐待防止だけでなく、要援護者に対する地域での見守り活動に資する研修等を行うと、いわゆる「見守りあったかネット事業」と若干名前をかえているんですけども、そういった事業に切りかえさせてもらってきています。

続いて平成29年度の具体的内容のところを見ていただきたいと思いますけれども、これは先ほどプランのところで「次世代層、次世代層」と私何遍も言いましたけれども、まさにその趣旨を酌みまして、見守りする側にも次世代層を取り込むべきだという趣旨でございますので、この取組の欄、一ポチ目のところ、これは見守りの活動のための研修のところなんですけれども、研修の対象者として次世代層を加えております、これが一つ目。

二ポチ目のところは、サポーター養成の対象者です。対象者としてもこの次世代層は加えておるということ、その二点をかえさせていただいております。

一応、この見守りのところの主な変更点の説明は以上でございます。

続いて、阪口課長のほうから3枚目のすこやかのところの説明をお願いしたいと思います。

○阪口保健福祉課長

すこやか住之江の推進というところで、保健分野の運営方針というところでございます。ここにつきまして、平成27年度から生活習慣病の予防のためということで、運営方針を立てさせていただいております。

これにつきまして、平成27年度、平成28年度、平成29年度の案につきましても、生活習慣病予防という基本的なスタンスは変わっておりませんが、平成27年度は、まずは運動習慣をつけて栄養バランスなど、健康に配慮した食生活をしている区民をふやすということでおるんですけれども、今年の1月に区民モニターアンケートをとったところ、これにつきましては平成28年度の運営方針に反映させていただいておるんですけれども、運動と健康に関するアンケートということで、一定運動につきましてはやっていた方がいるんですが、でもなかなか特に何も行っていない、運動を習慣的にやっていますかという設問に対して、スポーツをがっつりやっている方という意味なんですけれども、その中で特に何も行っていないという方が47.1%ということで、アンケートについて約5割の方が特に何もしていませんと、

スポーツはがっつりやっていませんというご回答があったということですね。

それ以外に、スポーツをがっつりやっているということではないんですけれども、設問として日常生活の中で体を動かす活動を習慣的にやっていますかということで、特にものすごいスポーツということではなくて、軽い運動でもいいですけれども、何かやっていませんかということで、通勤とか通学で歩く、それから仕事で体を動かすような形になっています、それからペットの散歩に行っています、体を使って子供と遊ぶ、そういった内容をお聞きしているんですけれども、その中でも特に何もやっていませんという方が26%ということで、なかなか、特に何もやっていませんという方がそれだけ存在しているということですね。

それと、そういった生活習慣病の原因になりますような高血圧でありますとか、そういう部分、脂質異常、それから糖尿病有病者率という割合なんですけれども、住之江区では大阪市平均と比べても、若干高いというような状況ではございます。そういった生活習慣病のもとになるような、そういった内臓脂肪管理、メタボですね、そういったことには運動とそれから栄養、食事ですね。が、適切な運動と適切な食事ということが一番効くということでございますので、まず運動について何にもしていないという方をターゲットに平成28年度運営方針に定めて、平成29年度についても同じような形でターゲットを何もしていませんという方々にターゲットを定めて運営方針をつくろうと考えております。

その中で、情報発信というのが大事ということになってきますので、具体的取組内容の平成29年度のところです、ちょぼの二つ目なんですけれども、がん検診など各種健診、講座などの機会や地域に出向いて健康情報をわかりやすく提供し、継続的に健康に対する問題意識を喚起し、日常生活のすきま時間で体を動かすことや実行しやすい食生活改善の大切さの情報提供、指導、啓発を行うということで、同様のことを平成28年度につきましては年間40回ということで計画を立てて今実行しておるところなんですけれども、平成29年度につきましては、さらにこれが年間50回とい

うことで、そのように進めていこうというふうに考えております。

大きく変わったところは以上でございます。

○原口政策推進主幹（市民生活課長）

ありがとうございます。そうしたら、最後の取組、介護人材のところを藤井課長のほうからお願いいたします。

○藤井生活支援課長

介護人材就労コーディネート事業についてご説明させていただきます。

平成27年度から空白ですけれども、これは平成28年度からの新規事業でございますので、平成27年度は以下、こういう形になっています。この事業は何回か、区政会議の場も含めまして、私、説明させていただいているかと思うんですけれども、再度復習ということでさせていただきます。

区内の人材不足に悩む介護事業所、これは全国的に申しまして、国の統計でございますけれども、ちょっと五、六年前の古い統計ではございますけれども、4割ぐらいの介護事業所が、どこも人材不足で悩んでおるというのを聞いております。また、あわせまして、介護業界に勤められた方の離職率が高いということで言われております。

また、反面、我々生活支援課は生活保護受給者また昨年の4月から新しく始まりました制度の生活困窮者につきまして、就労自立を基本において支援をしておるんですけれども、その中でも就労、特に生活保護受給者、長年仕事から離れている、あるいは場合によりましたらいろいろな、さまざまに生きにくさを抱えた方から、我々のほうで、生活支援就労支援をやっておるんですけれども、少しでも社会参加をすることで、自信につながりますし、うまくいけば就労することによりまして、生活保護から脱却して、そして自立、離脱をしていただくというのが究極の目標でございます。

そうした中で、片や介護事業所におきましては、人手が足りない。また生活保護受給者等につきましては、就労による自立を何とか達成したいという、二つの大きな問

題がありますけれども、これを何とかうまくマッチング、コーディネートすることによりまして解決できないかな、少しでも緩和できないかなということで、生み出した事業がこの事業でございます。

めざす状態にも書いていますとおり、人材不足に悩む介護事業所そして就労意欲のある受給者等をそういうのをマッチングしたい、旧来マッチングする形につきましては、大阪市レベルでは「総合就職サポート事業」というのがございまして、その中でマッチングといたしましょうか、その事業の就労の支援事業をしておるんですけれども、いわゆる24区、横並びといたしましょうか、広く薄くという形でございますので、住之江は特に介護事業所の中でも、例えば大きな大規模施設に、昔町工場をやっていた所の空き地のところに、それをつぶして、例えば特養を建てるとか、老健を建てるとかという形で、大きな施設が中心区に比べて多くございます。昨年の段階でも特別養護老人ホームが6カ所であるとか、老人保健施設も6カ所、またデイサービスは30カ所を超えるという形でかなり数が多くございます。

そういった中で、皆様方、介護事業所の方にいろいろ・・・人出不足で悩んでいる、何とかしたいという形で、介護事業所にいろいろ話を聞きましたら、例えば一番いいのは資格を持ったベテランのヘルパーあるいは介護福祉士の資格を持った方が、頑張っていたらそれはもちろんそれに起こしたことはないんだけど、それ以外でも、例えば運転の送迎であるとか、あるいは雑務的なこと、ベッドメイキングとか、そういったことも人手が足りない。

足りないことによって結局は中のスタッフがそういったしんどい仕事といたしましゅうか、雑務もこなさなければならない、それがひいては労働強化なり、離職の高さとか、そういうところにつながるのかなということでお聞きしております。

ですから、生活保護受給者、資格を持った方も一部いらっしゃいますけれども、ほとんどの方が余り経験がございません。ところが、その方々を例えば清掃の仕事であるとか、雑務の仕事、そういった形でまず介護事業所の中で働いていただく、働くこ

とによって本人の自尊意識も高まりますし、働くことによって介護業界に若干興味をもっていただくこともできるのではないかな。

そうになりましたら、いずれは例えば資格を取っていただいて正社員の形で働いていただく、そしてあわよくば自立もしていただく、こういった仕組みができないかなという形で、この事業を組み立てたところでございます。

取組のほうにもございますけれども、平成28年度につきましては、まず介護業界、特に高齢の施設、老健であるとか特養であるとかデイサービスとか、そういったところにつきまして、その就労を支援していきたいと。

平成29年度の変更点につきましては、当然本年度は仕組みを立ち上げて、それを進めることでございますけれども、平成29年度につきましては、平成28年度事業を検証しまして、その結果によりまして、高齢の施設だけではなく、例えば障がいの施設であるとか、あるいは児童デイの施設であるとか、そういった形で広くこれから2年後、3年後になりましたら、事業が続きますれば広く住之江区内の社会福祉関係の施設につきましては、人手不足を緩和していく、また生活保護受給者と生活困窮者につきましては、就労に向けて取り組むという形、いわゆる一石二鳥といいたいでしょうか、一挙両得といいたいでしょうか、そういった形になればいい、また調書にも書いてございますけれども、いわゆる人材の育成の地産地消といいたいでしょうか、そういった形をやっていきたいと考えている事業でございます。

目標としましては、10名の就労を考えておりまして、来年度からにつきましても細々ではございますけれども、10名程度の就労を目指しながら取り組んでまいりたいと考えております。

私のほうからの説明は以上でございます。

○原口政策推進主幹（市民生活課長）

ありがとうございます。では、区役所からの説明は以上でございます。

○杉村部会長

ありがとうございます。それでは、委員の方、質問等ある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いします。

私からいいですか。一番最後に説明していただきました介護人材就労コーディネーター事業につきまして、以前、私、同じような質問をしたかとは思いますが、生活保護受給者もしくは生活困窮者ということで対象になっているということでお聞きしているのですが、生活困窮者の中には障がいを持たれている方で、障がい年金を受けられている方というのは対象になるのでしょうか。

○藤井生活支援課長

いわゆる国の制度ですね、生活困窮者自立支援事業の対象となりますのは、生活保護は今至っていないけれども、もしかしたら近い将来、保護を受ける可能性のある方を含んでおりますので、例えばこういう言い方はあれなのかもしれませんが、例えば障がいを持ちながら生きにくさを抱えた方、あるいは今現在、親御さんの庇護のもとで何とかやっていけるけれども、もしかしたら親御さんが亡くなった後になりましたら、年金もかなり金額的にもなかなか苦しいところもございます。

そういうことになりましたら、当然困窮に、程度によるんですけれども困窮を来す可能性がございます。そういった方につきましては、生活困窮者自立支援事業の、その中に参加していただくというのが条件にはなりますけれども、そういったことをクリアしましたら障がいをお持ちの方でも、事業の対象になるかと思っております。

○杉村部会長

ありがとうございます。はい、矢部委員。

○矢部委員

単純な質問で申しわけないんですけれども、一番最初の子育てのところで、平成29年度の保育士、保健師等を設置ということで、どこに設置を。

○阪口保健福祉課長

設置というよりも、実際今おるんです。おりまして、今までそういったことを特に

うたっていなかったんですけれども、よりはっきりと専門的なスキルをもった人間が相談に当たっていますよということを明確にあらわさせていただいたというところです。

○矢部委員

区役所ということですか。

○阪口保健福祉課長

そうですね。この辺ちょっと、もう少しわかりやすいように。設置と書いてしまうとまた新たに、というように見えますので。表現につきまして、実際運営方針を策定する段階で、もう少し工夫するようにいたします。

○杉村部会長

ほかにご質問。はい、長田委員。

○長田委員

最後のところの、杉村さんが質問されたところですがけれども、区内の介護事業所への就労希望あるいは興味を持つと云々の、その具体的な取組、平成29年度の方針のところなんですけれども、アドバイスをを行うと。それは誰に対してかというのと、そういう生活保護受給者等に対してアドバイスをを行う。

具体的にもうちょっと教えてほしいんですけれども、生活保護受給者だって、若い人から高齢者までおりますし、仕事ができるような年齢の人、できないような人とか、先ほどおっしゃったように障がいのある人もということもあるでしょうけれども、いろんな状況で生活保護を受けておられるに違いないので、その辺の寄り分けていうんですかね、そういったことは区のほうから積極的にやられているのか、あるいは生活保護受給者のリストは持っておられますから、その中で具体的にどういうふうなアプローチをしていくのかとか、その辺はどうなんでしょうかね。

○藤井生活支援課長

もっと具体的に言いますと、生活保護受給者誰でも彼でもとは我々は考えておりませんので、まずは本人さんに仕事の意欲があるかどうか、まずこの制度を利用する意

思があるかどうか、それをまず同意をとって確認させていただきます。

次に、今、長田委員からありましたとおり、例えば高齢者につきましては、区内、今4,800世帯で6,700人、そのうちの半数が高齢世帯という形で言われております。高齢世帯につきましては、いわゆる65歳以上につきましては、これは全体、国の方針もそうなんですけれども、積極的な就労をすすめない。本人さんの希望がなければ、積極的な就労にはつなげない。

あるいは障がいをお持ちの方でも、例えば脳性麻痺の方とかいらしてても、具体的には恐らく、それはなかなかしんどいかな、困難かなと思いますけれども、障がいの程度に応じまして働ける方もおられます。

そういった方にこういった形のアドバイスをすることなんですけれども、本人さんが就労の意欲があるかどうか、まず我々が確認をさせていただきます。例えば清掃でありましたら、今は全部普通のビルの清掃とか施設の清掃に行かれる方もいらっしゃいますけれども、例えばその清掃もあるけれども、介護事業所の清掃もあるという形を我々のほうで提示をさせていただく。中には、以前ヘルパーをやっていたという経験をお持ちの方も何十名いらっしゃいますし、そういった方に、たとえ今現在フルタイムは無理だとしても、パートでできますよとか、パートのほかの仕事もありますよという形、ご推薦といいたいまいしょうかあっせんをする。

また、そのアドバイスにつきましては、これはいろいろと我々昨年、モデル的にもさせてもらったんですけれども、生活保護受給者の方、やはり自尊意識といいたいまいしょうか、働くまでの気概がなかなか持てない方もいらっしゃいますので、その方に例えば介護事業所、下見に連れていったことはあるんです。新しい施設、それを見ただけで気おくれされる方もいらっしゃいます。我々としては立派な施設だったら、ここで働けるのかなと思うんですけれども、就労経験の乏しい方、そういった方は自尊意識の低い方につきましては、そういった形で尻込みしてしまう、あるいは面接のときにドタキャンしてしまう、そういったことがございます。

そういった方々に、別に介護事業所ということで構えることはなしに、普通の事業者と同じだよという、ただ、中にいたら社会人として求められることも当然ございますので、それこそ日常の挨拶もそうなんですけれども、挨拶であるとか、そういったことも含めまして、ちょっとでも就労が長続きできるような形のアドバイスを、あるいは介護事業所として構えることなしに、こういったことはこの中でも100%するんじゃないに部分的な、掃除であるとか雑務であるとか、ベッドメイキングだとか、そういったことならばできるんじゃないですかねという形で本人さんの希望に寄り添いながらアドバイスするという形を今回取らせてもらっているということでございます。

○杉村部会長

オーケーですか。

○長田委員

確認なんですけれども、例えば今の説明の中で、介護事業所が人材不足の状況にあると。生活保護を受けておられる方の中で、うまくマッチングできるような方を紹介するという。そういう事業を平成29年度は取り組んでいこうと。平成28年度もやっておられるけれども。ということなんです。

ところで、時間給だとか、具体的な話になってくると思うんですけども、生活保護を受けているほうが生活が収入的には楽だとか、その辺はどうなんでしょうか。仕事したほうが収入が減ったわいうようなことになるのかどうかとか、そこら辺の何て言うんですか。

○藤井生活支援課長

生活のほうにつきまして、最低生活費という概念がございまして、平均されましたら、単身の方なんかは大体月12万円ぐらい扶助させてもらっています。ところが全く12万円、ほとんどの例としましては、12万円丸々扶助という事例は少なく、最低生活費のラインに満たない部分、例えばパートで就労する場合に、8万円収入があ

るとしたら、その差額部分の形に。ですから、最低生活費内のこれはパシッと決まっておりますので。

ただ、本人さんにとりましたら、全く全部いただく世界ではなしに、次のステップアップなり、自尊意識を高めるのは就労によって社会参加をしていくとか、そういったことが一番重要なのかなと思っておりますので。

○杉村部会長

確か、ちょっとだけインセンティブでふえるような。

○黒木生活支援課長代理

収入認定のところで、全額収入認定でないところがあります。

○杉村部会長

ですよ、ちょっとだけインセンティブにふえますよね、働いた分。

○藤井生活支援課長

働いても扶助。控除の分も。

○杉村部会長

控除の分があるから、働いた全額もらった額が多分8万円丸々。

○藤井生活支援課長

丸々ではないです。

○杉村部会長

収入にはならない。

○藤井生活支援課長

必要的な控除。

○長田委員

働いたほうが得になるよという意味ですね。

○杉村部会長

ちょっと得になるはず。

○長田委員

そうじゃないと意味がないもんね。はい、わかりました。

○杉村部会長

でないと、向上意欲が出ないし。

○藤井生活支援課長

別の制度につきましては、生活保護の制度ですけれども、就労自立給付金ありまして、保護を脱却する、例えば収入がふえました、じゃあ最低生活費のラインより上のほうになりましたら、それがあある一定3カ月とか半年とか続きましたら、保護は脱却できますねと我々が判断させてもらいます。

本人さんからも保護を卒業したいんですという形でありましたら、その中でインセンティブしまして、給付金といいましょうか、その人の収入に応じた金額を出して、卒業おめでとうございますみたいな形の。

○杉村部会長

就職祝いみたいなのが確か。

あと、すみません。最後の点でもう1点だけよろしいでしょうか。

先ほどの、藤井さんからもお話ありました就労された方が将来興味をもって、資格を取りにいきたい、介護の資格を取りにいきたいと望まれた際に、現状資格を取りに行くには、本来なら費用がかかります。

例えば、失職をしていた場合は、ハローワークで無料で資格の取得というのをサポートしていただけるんですけども、この事業にのって、実際に就労している場合は、そういった費用というのは、恐らく介護事業所の、本人の費用負担か介護事業所が費用負担をする形になっていくかというイメージがつくんですけども、介護事業所がこういった人材を就労しやすい環境を整えていく意味では、将来的にそういった方が資格取得したいというときに、この事業を通して就労が安定していく方に関しては、そういった資格取得のサポートも区のほうでしていただけるのが可能なのであれば。

○藤井生活支援課長

資格取得につきましては、区が制度で生業扶助というのがございまして、それも何でもかんでも、例えば資格マニアみたいなのはダメですけども、今現在、これは仮定の話ですけども、介護施設でアシスタントとして働いている。ところが施設側からきちんと資格を、例えば初任者研修を取っていただければといった形で、もしそういったことがあって、そうすることによって結果的には給料も上がるということも期待できて、向上的に雇用も期待できるならば、その資格につきまして生活保護の中で扶助をするということは可能です。

ただ、全員が全員ではありませんので、当然それにつきましては要否について我々が判定をさせていただくんですけども、生業扶助として資格取得の手法はあり、全て本人さん負担にはならないと思います。

○杉村部会長

ありがとうございます。

○黒木生活支援課長代理

資格に要した費用のほうは実際資格を取得することができたとしたら、必要経費という形で、収入認定を行うときに、控除をする。8万円の収入の中で、2万円を資格取得のために使いました、実際資格を取得しましたという事実が確認できて、そういう領収書とかがあれば、その2万円を必要経費という形で認めることができるんですよ。

その人の場合はその月の収入6万円で6万円の収入認定でやりますよ、みたいな手法もありますので、本人さんのやる気と資格を取ることによって将来的なより自立につながるということが担保されていたら、私たちも全部じゃないですけども、できるだけ本人さんが有利になるような判断をしていくことは可能だと思います。

○杉村部会長

すみません。ほかの質問はありますか。

○貴田氏（区社協）

施設側からなんですけれども、この受け入れにつきまして、今人材不足で人が少ない、そして正業に就く職員がいてないという中で、施設側からのそういった協力をいただいたとしても、かなり受け入れには苦しい状況はありますね。

○藤井生活支援課長

昨年ですね、この事業を始めるに当たりまして、実際こういうのがお金を使って、公費を使ってできるのかどうかというのをちょっとモデル的に試してみました。

その結果、今いるのは5名の方、就職、実はされております。うち2名の方が介護関係の補助という形でパート、アルバイトをやっておりますし、また1名の方がデイサービスの送迎運転手、またもう1名の方が特養のほうで食事専門の補助、介助といましようか。その方と、あともう一人の方が雑務清掃という形で5名の方が実績がございます。

当然にこれは受け入れ側、施設側のかなりのご協力をいただいております。この5名の方の就労につきましても、いきなり送り込んで、はい決まりというわけではなしに、実はその倍以上の10名、20名の方を我々のほうでいろいろ面接もして、受け入れ側とも調整をさせてもらったんですけれども、結果的には5名の方が何とか就職できたということでございます。

これを見ておりましたら、生活保護の方は難しいところがございまして、我々でしたら、例えば通勤に1時間ぐらいかかるのは普通かなと思ってしまいうんですけれども、自分の自宅から徒歩もしくは自転車で30分以上を超えたら、もう絶対嫌です、だめですとか、あるいはドタキャンですよ。面接でいついつ下見に行きましょとしても、急に当日、おなかが痛くなったとかございます。かなり難しいところがございます。

だから、そういった方を先ほど言いました介護事業所の立派な施設を見ただけで気おくれされる方とかいらっしゃいますので、その辺であるとか反対に受け入れ側ですね、受ける側としましては、普通に勤めていただいて、長続きされる方、いわゆる社

会人としてきちんと挨拶とかそれができる方が望まれます。

ですから、お互いにそれぞれ条件、求める側、求められる側それぞれあるんですけども、そこをいかにコーディネートするかという形で今回のこのコーディネート事業につきましては、区内の福祉関係にも造詣深い、キーパーソンの株式会社さんに委託をしております、その方が実際に介護現場の事情にも詳しい方で、生きにくさを抱えた方の支援にも長けている方、事業者をお願いしております、何とかコーディネーター役をという形で。

今現在も、この7月から事業が始まりまして、1名の方、あともう少しで就職に何とか追いつけるところまで今現在きております、まず成功例をつくりまして、何とか平成28年度に十分生かせればと思っております。

○杉村部会長

恐らく、貴田さんもお心配されていたのが、私もよくよくわかるので、介護事業に携わっていたので、すごくわかるので、多分今回の事業を受けてくださった事業所さんが大変な思いをされるんやろうなという想像はつくんですけども、失敗する例というのが、今、藤井さんからもお話があったように、過分にあると思うので、区内の各介護事業所との信頼関係というのが、このを受けてくださった事業所と区内の介護事業所との信頼関係というのが、過分に重要なポイントになってくると思うので、我々のほうからも、もしお手伝いできるようなことがあったら、させていただきますし、を受けてくださった事業所さんのほうで何かもっと協力してほしいということがあれば、またお話しいただければと思います。

○矢部委員

この事業に直接じゃないんですけども、生活困窮の関係で。そういう介護補助みたいな形で受け入れた場合に、現場の職員から最低賃金は860円になっているんですね。介護職員バリバリで採用して、とりあえず最低賃金からね、ということで860円に入って、介護補助で入った人も860円だと。ちょっとこれはおかしいん違い

ますのというような意見を、僕ら雇用管理をしていたら受けることがあって、でもそれは人事考課の度合いとか上がっていく速度が違うよということは説明するんだけど、現場の中で「何である人、そんなん補助で入っているのに私と一緒にやんか」みたいな意見が出たりするので、そういうところで、こういう生活困窮の方がきたときに、つまづかないように、受け入れ側の事業者としても現場の職員にそういうものを周知徹底していくということも必要なのかなということは思いますね。

○藤井生活支援課長

矢部委員おっしゃるとおり、今回のコーディネート事業につきましても、生活保護の受給者の方ばかりにアドバイスではなしに、受け入れ側の事業者にもアドバイスをお願いしています。ですから、受け入れに当たっての、それこそ注意点であるとか、あるいは人間関係をどうするのとか、あるいはそういう雇用条件がありますよね。雇用条件につきましては、どちらかといえば総合就職サポート事業と我々連携しながら詰めているんですけども、そのあたり、受け入れ側としても課題もありますので、その辺実際経営の問題もありまして、なかなか難しいところはあるんですけども、そういった受け入れ側の課題につきましてもうまく対処できればと思っています。

○杉村部会長

皆さん、よろしいでしょうか。時間も差し迫っていますので。

そうしたら、次の議案にいきたいと思います。2番の議案なんですけど、地域福祉推進大会について、事務局から説明をお願いしてよろしいですか。

○原口政策推進主幹（市民生活課長）

それでは、私のほうから地域福祉推進大会について説明させていただきます。この地域福祉推進大会は、既に平成25年度から3回ほどやっております、毎回テーマをかえて、始めはネットワーク推進員さんのことから始まって、ボランティアをやらうとか、昨年度は見守りをやったんですけども、一応今年度はテーマとして我々考えているのは、生活支援サービスというのをテーマにしていこうかなと。

これは、前回プランを改定したところなんですけれども、そこにも書いてあるんですけれども、介護保険改正によりまして、これまで予防給付で実施されてきた生活支援サービスというものが今後改正後は、来年度からなんですけれども、ボランティアであるとかNPO、民間企業など、多様な主体がそこに参画できるようになったということで、今現在、昨年度の途中からなんですけれども、今日場外でご参加いただいている生活支援コーディネーターというものに基きまして、地域活動の担い手の発掘を推進していこうというのを取り組んでおります。

これはプランにもちゃんと書いているんですけれども、この地域活動の担い手を発掘するために、これに資するような、これを後押しするような大会にできたらなということで、今回の大会のテーマは生活支援サービスということで考えております。

時期的には、例年どおり2月の中下旬、これにやっっていこうかなということです。今回は、先ほど生活支援コーディネーターという名前を出しましたがけれども、例年でしたら区役所がやるんですけれども、今回は大阪市の福祉局が区社協さんに対してこれは業務委託なんですけれども、生活支援コーディネーター配置事業という委託業務になっているんですけれども、そこで今現在、「すみのえ健康見本市」といまして、これは実は先月8月からやり始めておるんですけれども、いわゆる生活支援サービス、いろんな主体の方が民間企業が中心なんですけれども、そういった生活支援サービスについて取組を検討していって来ていまして、それを紹介する場なんです。

月一、二回、きずなステーション、健康見本市と称しまして、そういった民間の多様な主体の取組をご披露させてもらおうかと、その終着点というのが地域福祉推進大会、これを2月ぐらいにやっっていくということで考えております。

いわゆる生活支援コーディネーター事業と我々区役所が連携しまして、一緒にやっっていこうかということでやっています。ただ、大会の企画運営といいますのが、これまでも実行委員会形式でやってきたんですけれども、ただこれはあて職といいますか、地域から推進していただいた方、これまでずっとネットワーク推進員さん、14名のネ

ネットワーク推進員さんとあと専門分野別会議から何人か出ていただいて、昨年度もそうしましたけれども、やってきたというのがあるんですけれども、多分先ほども言いましたように、ちょっとマンネリ化といいますか従来からの担い手の方からなっていましたので、これはちょっと新しい人材を投入してやっていけばいいんじゃないかということで、今回、杉村部会長のほうからの資料もつけているんですけれども、いわゆる次世代層を取り込んだ、先ほどしあわせプランのところではここは言いましたけれども、そういった次世代層を取り込んだ形で、実行委員のメンバーになっていただいて、新しいやり方で福祉推進大会ができないかなというふうに考えております。

大会の実行委員会のいわゆる体制、誰にやってもらおうかというところを、杉村部会長のほうから案をもらっていますので、部会長じきじきに説明していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○杉村部会長

では、1枚ものの資料で、皆様のお手元にあります、推進大会の実行委員の設立についての提案をさせていただきます。

実行委員に関しましては、以前よりネットワーク推進員さんにしていただいていたので、やっていただいていたこと自体は、全然すばらしい大会が過去3回ありましたので、本来継続していくのがベストだと思うんですけれども、ネットワーク推進員さんの構成、新しいネットワーク推進員さんっていうのが、どんどん生まれてくるというような現状、環境下ではないということも含めまして、実行委員を未来というか5年、10年継続して住之江区でも実行していくために、どうしたらいいかという中で、実行委員会のメンバーの構成について考えさせていただきました。実行委員会の理念につきましては、ここにも書かせていただいたとおり、「住みなれた地域において、安心して生まれ老いることができ、そして暮らし続けていくことができる環境の実現を念頭に活動していきます。」これに関しては、福祉にかかわる内容になるので、こういう理念をもとにみんなで活動していきましょうという考え方にしています。

大切なところが、実行委員の構成についてになると思うのですが、地域住民というのは、全員どこから招集するかというのがすごく大変になってくると思いますので、その地域住民、地域に住んでいる地域で働いている方から選出されたこの福祉部会、区政委員で、地域住民の代表で出たらいいと思います。

これが別に部会長でなくてもいいと思うんですけども、地域住民というのは区政会議というのをイメージしています。

自治会及び町内会からも、1名出していただくと。同じように、ここに書いてある各団体から、できれば1名を出していただきたい。ネットワーク推進員さんにももちろん入っていただいてという形で、なぜこういった形でいろいろな部署から入っていただくかというのが、より福祉に関しましては、子育てから障がい者、老人という広い範囲にわたってかかわってきますので、そういう意見が反映されやすい環境というのが必要かなと考えました。

この委員の選出に関しまして、以前こういう形で委員の選出をお願いした際に、各関係団体のトップの方が出てくるケースがすごく多くあります。例えば、福祉関連民間事業者になりますと、例えば個人名を出すのはいやらしいのかもしれないんですけども、夢宙センターのトップの方であったりとか。

という形で、どうしてもトップの方が出てくるとなると、なかなか人の調整というのも難しいかなと、僕なりにイメージしています。タイミングの、時間の調整ですね。皆さん忙しいので時間の調整も難しいかなと思います。

何が言いたいかといいますと、トップの方というよりは、さっき原口課長からもお話があったように、中長期的な視野に立って、情報発信していくということをポイントを置きたいなと考えています。

なので、中堅どころ、入って3年とか入って5年という形の方になると、なかなかそういう会議での情報発信というのがしにくいかなと思いますので、大体その環境であったり、その業界のことを、ある程度認識してきてくださった方というのにできれ

ば参加、すごい忙しいとは思いますが、参加していただきたいなと思っています。

中長期的な視野に立って、住之江区においてどういう情報発信をしていくことで住之江区の福祉というのがみんなに行き届いているんだよというのを、隅々まで発信していける推進大会というのをしていければなと考えています。

なので、実行委員の構成についての2番目の※になるんですけれども、中長期的な視野に立って、情報発信していくこと、各関係団体の連携を深めること、本委員会を継続的なものとするところから、各委員の選定については現状の所属部会及び所属団体の内容にもある程度精通し、本委員会において提案できる人材が望ましいということで、各団体には発信していきたいなと考えています。

活動内容に関しましては、住之江区推進大会の喫緊の課題についてはもちろんのこと、中長期的な視野に立った推進大会を実現し、効果的な情報発信を行っていきます。地域推進大会を通じて、日々の福祉課題を地域住民に情報発信し、住みよいまちづくり実現のための発案、実行、提言を行います。

この次になるんですけれども、地域福祉の情報発信、基盤づくりとしまして、福祉課題を地域全体の問題として捉え、提言活動や計画づくりの取組に積極的にかかわり、その情報を発信していき地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

地域の実情を常に把握し、そこで捉えた福祉課題を地域全体の問題として捉え、先駆性をもって必要に応じ、関係機関と協力し提言活動や改善運動を行い、問題解決に向けたアクションにつなげます。

現状の大阪市において、区長権限による各区独自の特徴的な施策決定権が与えられており、本実行委員会を将来的には表題にある「ふだんのくらししあわせプラン」の改定など、提言などができる機関にしていくことを検討しますということで、住之江区の地域福祉推進大会のみならず、この区政会議の福祉健康部会にも必要な提言であったり、予算等が以前、この会でも言わせていただいたんですけれども、住之江区の

各事業所、この福祉にかかわる事業所や実際の住民の声というのを吸い上げていただけるような機関にしていけたらなと考えていますので、この人選というのがすごい大変な作業だとは思いますが、福祉推進大会を機に、できれば地域の声というのをもっともっと吸い上げる機関になったらなとイメージして、この設立の案を出させていただきました。

すみません、長くなったんですけれども、何か質問や案、ご意見あれば。

はい、長田委員。

○長田委員

まだちょっと総論的な中身で。

○杉村部会長

そうなんです、すみません。

○長田委員

いわゆる各論というのがちょっと見えてこないイメージ。ただ、先ほど生活支援サービス事業ですか、それを今年やる、これのことをおっしゃっているのではないのかな。ちょっと聞き間違っていたらごめんなさい。

○原口政策推進主幹（市民生活課長）

大会の、これはいわゆる運営につきましては、こういう実行委員会形式というので従来やってきたんですね。ただ、今回実行委員会をメンバーがえをしようかと、従来からやってきたものよりも、こういった新しい次世代の方を取り込んで、今回このメンバーの話は杉村さんのほうから提言いただいたと。

生活支援サービスのテーマです、どういったテーマで大会をするのか、テーマが生活支援サービスということになっているということですね。

○長田委員

そこはわかりました。今、杉村さんがおっしゃっているのは、委員の構成を中心におっしゃろうとして、提案したり。

○杉村部会長

次回以降に関しては。

○長田委員

なら、わかりました。

○杉村部会長

この、構成された委員でテーマも決めてもらえたらいいんですけども、2月で差し迫っているので、今回のテーマに関しては決定していただいていると。

○長田委員

私の場合は、住之江連合地域活動協議会というところ、ここに書いていらっしゃる団体全てを包含する団体なんですね。そこからきているんですね。

ですから、そこに一つ投げたら、ごちゃ混ぜの、うちは64団体ありますけれども、その中から若い人も、年を少しとっている者もおるので、そういうのはその14地域あるのかな。

あるいは、それぞれなんか私はこれをやりたいというふうな、応募形式でやるんだったらまた別ですけども、ここにうたわれている組織、団体さんはほとんど。ないところもあるかもわからんけれども、NPO法人なんかはないところもたくさんあるかもわかりませんが、福祉関連事業者も入っておられないかもわからない、そちらへの声掛けをされたらいいと思いますけれども。

地域ということになると社協さんも自治会も、児童、民生委員も福祉ネットワーク推進員さん、みんな地活協に入っている、構成している団体のメンバーに入っているから、そこら辺が一つの。

○杉村部会長

ただ、住之江区全体になるので、余りたくさん的人数になると収拾が。

○長田委員

人数はどれぐらいなんですか。

○杉村部会長

10名前後が望ましいと思うんです。

○長田委員

10名。

○杉村部会長

じゃないと、日程の調整もつかないと思いますので、10名前後が望ましいと思うので、今2番目に自治会及び町内会という中に、多分長田委員。ごめんなさい、僕の認識不足になると思うんですけれども、各14地域の町会というのも、ここに含めているんです。

この中から、一人代表を出してもらおうというイメージを僕はしています。

ごめんなさい、これは僕の案なので、皆さんから案をいただいたら、いやそれはだめよというのであれば、全然これをというわけではないと思うんですけれども。

じゃないと、地域推進大会。

ただ、僕が最後に話させていただいた地域福祉の情報発信の中に、ここをとおっていない提言だから、区政会議で上げないとか、そういうつもりは全然ないので、いろんな情報発信が上がってくる中の一つの機関として、定期的で開催される一年間で、10名前後の人らが集まった中で、定期的で開催していく中で中長期的な視野に立って定期的に集まっていただくことで、福祉に関する課題というのを年次計画みたいなを立てていただければ、すごいハードルを上げるので、集まっていただく。

これは絶対したくないなと思うんですけれども、集まっていただいた方には申しわけないんですけれども、年次計画とかを立てていっていただけると、福祉に関することというのは、1年、2年でなかなかできるものではないと私も思いますので、できれば本来なら、この住之江に住んではる方が望ましいと思うんですけれども、福祉事業者の中でもね。

そんなハードルを設けたら、なかなか入ってこないと思いますので。

○貴田氏（区社協）

第1回目の大会につきましては、各地域を紹介するという事で、ネットワーク推進員さんが中心になって、過去の活動をパネルにしたりとかということで、あと施設に講演してもらいながら、地域の活動を紹介するというのが第1回目と思うんですけども、第2回目につきましては、今度はネットワーク推進員さんが一体どのような活動をしているかということ、一つの映像とそれから医療の連携とかということで、いろんな先生の方のお話を聞いたということ。

それから前回は各地域の活動をピックアップして、この地域はこんな活動をしていますということで、全部の地域はもちろん紹介されることはないんですけども、幾つかの地域を紹介して、それでコメンテーターに大学の先生なんですけれども、来ていただいてコメントしていただくとかということをしてきたんですけども、それはこういった活動ということを知ってもらおうということが一つの視点だったのかなと思うんですけども。

これからというのは、気づくだけではなくて、それを活動に生かしていくということ、杉村委員長も今、言われていたと思うんですけども、そこには今までの概念だけじゃなしに、もっといろんなことを入れていかないと、前に進んでいかないのかなという感じは思うんですけどもね。

○杉村部会長

選ばれるこの委員についても、改選があつてしかるべきだと思うんです。ずっとその10人が同じ人がやり続けるというのは、妥当性としてもよくないと思いますので、各部会ごとの中で、来年はあんたが。

引き継ぎ必ずしてもらいたんですよ、引き継ぎはこの各部会内で引き継ぎはしてもらいたいんですけども、このカテゴリの中で引き継ぎはしっかりしてもらった中で、人の入れかえというのも、きっちりしていただいた上で、中長期に立ってもらいたいという希望があるので、これは本当に理想論なので、うまくいくかどうかはすご

いわかりません。

○安藤副区長

ちょっといいですか。このしあわせプランの推進大会の実行委員会としてどうなのかというのは多分こういうことだと思います。

ただ、その地域活動協議会とか、もろもろの地域団体はありますので、その関係性というのはちょっと原口課長のほうでも、整理をしていただいて、どうするのかという。どうするのかというよりも、その関係性が、きちっと整理をして誤解のないように、わかりやすい形になるようにはしておかないとだめかなというふうには思います。

だから、ちょっとこれは申し上げにくい話ですけども、提言等ができる機関にしていくと書くのかどうかということも含めて。提言ってどんな団体でもできますから、あえて前にうまく転がすためには、どういう位置づけにしておいたほうがいいのかというのは、ちょっと表現も含めてもう一度事務局のほうと整理をさせていただいてもいいですかね。

これは今日の部会長のご提案ということで、我々預らせていただいて、市民協働のほうなんかとも含めて、どうするのかというのをちょっと。

少しそこは原口課長のほうで中心に整理をしていただくということでよろしいでしょうか。

○杉村部会長

よろしいでしょうか。すみません、時間も押しておりますが、最後いけますか。

最後、佐野委員からご質問いただいておりますのでまたお願いして。

○原口政策推進主幹（市民生活課長）

そうしたら、私のほうから、佐野委員からの質問の趣旨を説明させていただきます。

これは実際にあったことなんですけれども、佐野委員からも承ったことがあるんですけども、地域で要支援、要介護の方がいっぱいいらっしゃると思います。もし、

その方たちにアクシデントがあった場合、緊急事態です、起こったとき、真っ先に対応しなければならないのはネットワーク推進員さんですね、各地域いらっしゃるんですけれども。

その方たちに要は出番が回ってくるのが多いかと思います。それ以外にもあるんですよ。包括とか区社協とか各事業所に。でも一番地域の身近な方ということでネットワーク推進員さんですね、あの人どうかしてよという感じで、ちょっと出番が回ってくると。

そのときに、ネットワーク推進員さんというのは別に専門職でも何でもないのであって、専門のところにつなげるというのが本来使命なんですね。だからそういうふうな人が誰かから見守りをやっている方から、あの人どうかしてよと言われれば、どこかにつなげたいとまず思うんですね。

そのときに、多分この要支援、要介護の方というのはどこかにつながっている、通所か通いか、あるいは在宅かは別にして。どこかの施設のヘルパーさんであるとか、あるいはケアマネさんにつながっているのが普通だと思います。

そんなときに、地域の推進員さんはそんな情報を一切知りませんので、そういった当該人がどこのヘルパーさんとかにつながっているのか、そういう情報はまず欲しいと。それがわかっておれば、ぱっとつないだら推進員さんの役目は終わりなんですね。つなげるのが仕事なんだから。

ただ、そういった、どこにつながっているのか情報がわからないというか、それをどこに相談したらいいのか、どこに行ったらそういう情報がもらえるのか、あるいはそんな情報、個人情報ですね、もらえなかったら要はどこがそういう対応をしてくれるのかということですね、そういったことを教えてくださいませんかというのが質問の要旨でございます。

○矢部委員

安心カプセルという、ありますよね。

○原口政策推進主幹（市民生活課長）

冷蔵庫の中のやつですね。

○矢部委員

ない家庭もあるからね、そうだと思うんですけど。

○原口政策推進主幹（市民生活課長）

多分、そんなものがないとか、多分安心カプセルとか、あるいは地域に名簿とかをこしらえているんやけども、あるいは今役所のほうから要援護者名簿というのを各地域にお渡ししているんやけども、そこに何も書いていない、そういうことが何も書いていないことが前提だと思いますわ。

役所に行った場合、そういう個人情報を、この方はどこのヘルパーさんにつながっているか、ヘルパーさんを教えてといっても、ちょっと個人情報は出しにくいというのがあるかと思うんですよね。区役所はつかんでいると思うんですけどね。

個人情報だからそれをうっかりと、ネットワーク推進員に言うても個人情報なので、そこにぱっと言ってもいいものかどうかというので戸惑うんですよね。それじゃあ先に進まないの、ならどないしたらいいのということになるんですけどね。

○矢部委員

何かアクシデントがあった場合。

○原口政策推進主幹（市民生活課長）

そうですね、アクシデントの内容も具体的には書かれていなんですけれども。多分、何かそういう気配があるよと。新聞がたまっているとかね、そんなことだと思うんですよ。何か、見守りをしている方がピンときているんでしょうね。そういう事態だと思います。

ちょっとにおいがしてくるとか、そうなったらもう。こう言い方したらあかんけど、そういうときは警察とか消防を呼んで踏み込むんやけど、そこまでには至っていないような、ちょっとヘルパーさんが見つければ、行ってもらって会話ができるのかなと

いう、そういう事態だと思うんですけどね。

○巽氏（区社協）

矢部委員もおっしゃったように、情報共有のツールとしては安心カプセルというのがあると思うんですけども、直近に気になってどこかにつながっているやろうけれども、どこかわからへんという場合でありましたら、包括さんであったり、ブランチであったりというところで、ご連絡をいただいて、いただければその情報をそのまま地域の方にお渡しするのではなくて、包括のほうから事業所にちょっと気になりますという連絡をとり合うというふうなところは業務としては包括もやることになっています。

平林のほうはブランチさんがありますので、まずはブランチさんとのつながりから包括にというふうな感じのほうの流れとしてはいいのかなというのを感じます。

○阪口保健福祉課長

最後まで、ネットワーク推進員さんが全部情報をもらってこうするということがなくて、もう既にネットワーク推進員さんが、例えば包括であるとか区役所であるとか、お話をいただいた時点でもう、それをつなぐという推進員さんの機能が果たされておるわけですから、あとは行政であり包括のほうで持っている情報によってそれで対処していくということで問題解決のほうにはつながるんじゃないかなと思います。

○原口政策推進主幹（市民生活課長）

今の阪口課長がおっしゃるのは、要はこの場合の問題は、いかにその方をケアマネにつなげるかというのが目的なんですね。わざわざネットワーク推進員さんがケアマネさんの名前をとって、その人が連絡するというのをしなくてもいいんですね。つながることが目的だから。

だから、例えば区役所の保健福祉課がケアマネの住所、連絡先を知ってるんやったら、区役所にかけて、区役所が直接つないであげたら目的は達成できるわけで、わざわざネットワーク推進員さんが一旦聞いてつなげる必要はないんですよ。

そういったことで、区役所でもある程度この場合は対処できるのかなと。介護システムで要支援、要介護の方でしたら、そういった事業所の情報を全部インプットされていますのでね。それでわかりますので。

○矢部委員

つながっている人はそれでいいけれども、つながっていない方は困りますよね。はっきり言うたらね。

○原口政策推進主幹（市民生活課長）

そうですね、逆にね。

○矢部委員

情報がないわけなのでね。

○原口政策推進主幹（市民生活課長）

要支援、要介護の方っていうのは、大体つながっているんですかね、ほとんどがね。

○阪口保健福祉課長

場合によったら、何も御相談自体が、要はヘルパーさんが入っているということをご存じであれば、それはつながりがあるわけですから結構なんですけどね。

場合によったら何にもない場合です、地域の民生委員さんにつなげていただいたら、民生委員さんが、その人やったらご家族のことを知っています。誰々が知っているよとか、そういうふうに情報もありますので、そういった地域のつながりということを使うということは必要かなと思うんですよね。

私も住之江区での経験ではないんですけれども、前にも言いましたように、誰々のことを知りませんかということで聞かれたことがありますので、そのときにまずその方の住んでいる地域の民生委員さんに聞いたら、その民生委員さんが「その人だったら町会長が家族を知っているよ」ということでつながって、それで一応問題解決に至ったということもありますので。

ネットワークさんが最後まで自分がということじゃなくて、いろんな地域のつなが

りを使ったらいいんじゃないかなと思います。

○原口政策推進主幹（市民生活課長）

情報提供者に最低限にこうしましたという。

○杉村部会長

そうなんです、最終的にこうなったと結果が返ってこない。この質問が来ているということは、きっと納得いく答えじゃないと思うんです。

だから、つないでいただくのは全然それで、もうオーケーだと思うので、最終どうなったという答えだけはネットワークさんに返る仕組みにしておかないと、言うたけどどうなったかわからへんわというのが、多分。

○巽氏（区社協）

今と同じような、おっしゃっていただいた、ほんまに課題で、説明がなくて、活動している地域の方にもどうなったかというのがまず全然フィードバックがなくてもやもやが残ったままということ。

○杉村部会長

多分不満になりますよね。

○巽氏（区社協）

そうなんです。それで、この間ちょっと見守りサポーターのリーダー研修をやっていまして、そこでもスーパーバイザーで来ていただいた先生でも、最近での情報はそうすべきであると。どうなったかというところはお伝えしたうえでないと、支援体制であったりとかというところの構築が難しいというのを踏まえまして、また見守りサポーター養成講座を始めるべきだろうなと思いますので、その辺はちょっと今日のほうは。

○矢部委員

うちの事業所に、ネットワークさんから苦情じゃないですけどお話があったのが、デイサービスに来ていて、そのまま急変して救急車で入院したと。地域のほうに言う

たら入院しましたよという情報がいってなくて、ひとり暮らしの方やから、レスキューを呼んでしまったと。

あの人おらへん、中で倒れているん違うかということ。だからその事業所間同士ではいろいろ連携は取っているけれども、それを地域に返すということができていないということで、おしかりを受けたことがあるので。

○原口政策推進主幹（市民生活課長）

それはすごいケースですね。

○矢部委員

ひとり暮らしの方は地域の方が見守りをしているわけなので、そこに返してあげるというのは大事なことやなと思います。

○貴田氏（区社協）

見守りの事業の、これからの課題ですよ。

○矢部委員

そうですね。見守りをやれやれという割に結果を返せないのが一番ね。

○貴田氏（区社協）

確かに虐待は反対に結果は言えない。

○杉村部会長

難しいんでしょうね。

○貴田氏（区社協）

いったら、それこそ・・・。

○原口政策推進主幹（市民生活課長）

虐待のね、ちょっと特殊ですもん。出せないでしょうね。

○藤井生活支援課長

同じような感じで生活保護も、例えば隣のおばあちゃんに見守りぐらいまでいけるんですけども、最後は生活保護の適用になりましたって、我々は言えないんですね。

その情報というのは、かなり線を引くと言いましょうか。

そういった意味では民生委員さんにつきましては、民生委員さん自身にも守秘義務はありますし、民生委員さんに対しては当然、どこそこの居住しているこの方受給者とは当然言いますけれども、そこから先の方へは絶対言わないということになっていきますしね。

○藤井生活支援課長

最終ここまで頑張ったのに、どうなったかと知りたい、それは素朴な疑問としてあると思うんですけどね。センシティブな情報なんで、なかなか。

○杉村部会長

皆さんの出していただくアウトプットのこのラインが難しいと思うんですけど、ある程度のアウトプットはしないと、きっとほかのネットワークさんも含めて、多分なかなか難しいのかなと思います。ネットワークじゃなくてもそうですね。近所の隣の方もそうだと思うので。

○長田委員

地域の誰に返すかということになりますね、地域に返すって誰ですかって。大変やもんね。

○杉村部会長

だから、せめて情報をくれた人にはある程度のラインは引くにしてもアウトプットをしないと多分、言いつばなしだと言われて終わっちゃうと思うので。

すみません、時間も押していますので、ほかに何かありましたら。よろしいでしょうか。

では、次回は9月27日になると思いますので、また皆さんよろしくお願ひします。今日は遅くまでありがとうございました。